

事例30 交付金の活用による一体的な防災まちづくりへの取組み 静岡県焼津市

◆概要

- ・焼津市の焼津南東地区では、台風等の大雨で頻繁に冠水しており、東海地震による津波浸水域に一部含まれる等、災害の危険性が高い地区である。
- ・平成16年度に地元住民代表等により地域防災の勉強会や今後のまちづくりに向けた話し合いが行われ、住民主体の防災まちづくりとして、まちづくり交付金(現在の社会資本整備総合交付金)を活用し、短期間での整備を目指している。(期間:平成17年度～21年度)

◆事業のポイント

- ・土地区画整理事業による基盤整備を契機に、避難地・避難路機能および避難時間短縮につながる誘導機能向上等を目指している。
- ・防災マップの作成、防災教室の開催、防災まちづくりワークショップの開催等、日頃からの防災まちづくり意識の向上、一人でも多くの被災者救助につながる「住民参加型」の取組みを継続的に展開している。
- ・居住者と市との路線単位の懇談会や個別意向の確認を通じて、比較的短期間で、まとまった区間の4m以上の拡幅整備を進めている。整備に際しては老朽住宅の買収・除却を行っている。

◆事業内容

- ・防災(活動)拠点、避難施設、避難路 等
- ・道路、公園、広場、下水道、河川、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・津波避難ビル、防災教育センター 等
- ・ハザードマップ作成、まちづくり活動の支援、各種調査 等。



出典:地震津波災害に強いまちづくり支援事業メニュー(国土交通省中部地方整備局建政部)
http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/machi_seibika/pdf/02_sankoshiryou2.pdf

事例31 ビルの落下物危険性に関する調査

東京都千代田区

◆概要

- ・地震に強い安全なまちとするため、区内の3階以上のビルを対象に、外壁や窓ガラス、袖看板、屋外広告物等について、落下の危険性に関する調査を実施している。
- ・最近の調査では、タイル張りまたはモルタル塗り等の外壁、袖看板等の広告物、窓ガラス、エアコン室外機、ウインド型クーラー等の落下の危険が大半を占めている。
- ・ビル所有者に対して安全対策の呼びかけや、建築物防災週間にあわせて「特殊建築物定期報告」、「ビル落下物の安全対策」、「建築物の耐震診断・耐震改修」等のパンフレットを配付し、建築物の維持保全について普及啓発を図っている。

◆東京都 震災対策条例での位置づけ

- ・東京都では、「東京都震災対策条例」により、危険物の落下の防止(第二十条)を示している。
- ・「知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。」

出典:千代田区 HP

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kenchiku/anzen/anzentaisaku.html>

事例32 ブロック塀撤去による安全な避難路の確保

静岡県沼津市

◆概要

- ・当初は、補助率50%、撤去10万円、改善25万円の上限が設けられ、東日本大震災を受けて補助率等を上げたものの、個人負担がネックとなり利用する市民が減少している。
- ・そこで沼津市は、2014年度、沿岸部の津波避難路沿いのブロック塀の撤去にかかる費用を原則、全額補助する方針を固めている。



◆補助の内容

『ブロック塀等耐震改修事業』

概要：ブロック塀等の耐震改修（撤去・改善）工事を実施する所有者に対してその費用に対し補助を実施。

補助率：事業経費の1/2（上限額が撤去10万円・改善25万円）

※沼津市地域防災計画に定めた津波避難路沿いに限り、補助率は100%、上限は撤廃（ただし、1mあたりの補助基本額の制限あり）。

出典:静岡新聞 記事 <http://www.at-s.com/news/detail/925651643.html>

沼津市HP <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/toshikei/kenchiku/taishinka.htm>

◆概要

- ・墨田区の一寺間地区では、居住者のアイデアで防災のシンボルである路地尊(雨水貯水タンクのあるまちかど広場)を作成している。
- ・名前の由来は「地域のコミュニティの場であり、災害時には避難路になる路地を大切にしながら自分たちの手でまちを守ろう」という考え方から、その名がつけられている。
- ・当初は、防災用具等を収納するストリートファニチュアとして考案されたが、第2号基から雨水利用が導入され、草花への水やりや子供の水遊びの場として、また災害時の水源として地域で活用されている。災害時にも使えるよう、手押しポンプで水を汲み上げている。
- ・手押しポンプについては、上物で7万円程度が設置費用としてかかる。維持管理は区で実施しており、現在、6期設置され、区では地域住民への初期消火に関する意識啓発がメインと考えている。
- ・まちづくりを契機として、あわせて空き家、空き地を活用したアート等の取組みが実施されている。



<路地尊の位置図>



出典:墨田区HP

http://www.city.sumida.lg.jp/sumida_info/kankyou_hozen/amamizu/riyou/rozison.html

密集市街地によるエリアマネジメント手法に関する調査 報告書(国土交通省)

http://www.nilim.go.jp/lab/jeg/erimane_20130927.pdf

◆概要

- ・甲州市では、旧市役所前の商業施設を買い取り、庁舎として再整備している。旧庁舎跡地には、防災機能を有した広場を整備し、一体的な防災拠点として活用する予定となっている。広場では、緊急用マンホールトイレ、飲料水に使える防火水槽等を整備予定である。

【整備イメージ図】



出典:甲州市 ヒアリング

◆概要

- ・東京都では、震災時に避難場所や活動拠点として活用される「防災公園」について、位置や設置されている防災施設、防災への取組み等を広く紹介している。



出典:公益財団法人 東京都公園協会 HP
<http://www.tokyo-park.or.jp/special/bousai/>

◆概要

- ・武蔵野市では、延焼防止や災害時のミニ防災拠点として活用するため、防災広場の整備を進めている。
- ・防災広場とは、市内の災害危険度調査の結果、住宅密集地等で評価の低かった地域に延焼防止の観点から設けられた小広場である。災害時のミニ防災拠点としての機能も付加している。
- ・防災広場には、地下に飲料水兼用の貯水タンク(60トン)、ベンチの下には洋式トイレ、炊き出しをするための炊事場、電気の供給がストップした時でも点灯するソーラー灯や電波時計等が設置されている。
- ・災害時には周辺住民で組織された自主防災組織等が中心となり、地域住民の方たちと一緒に防災活動にあたることを想定して整備している。



(写真左から)様式トイレ、炊事場、ソーラーライト



防災広場の案内板



防災広場の様子

出典:武蔵野市HP

https://www.city.musashino.lg.jp/anzen_anshin/bosai/015201.html

◆概要

・杉並区では、各小中学校を震度 5 以上の地震が起きた場合の震災救援所として指定している。学校の改築にあわせて、救援所としての機能を強化するため、プール水の消防用採水口、マンホールトイレ、防災倉庫、特設公衆電話、水栓付き受水槽、防災無線を整備している。

◆整備・活用のポイント

- ・消防の消火活動用水として、防火水槽の他、屋上プールの水を利用できるように、昇降門付近から直接採水できるようにしている。
- ・備蓄倉庫には食料や小型の発電機を用意している。断水した場合でも、受水槽の水を使用することができる。
- ・防災無線を設置し、区の災害対策本部からの指示を受けることができる。

◆活用した補助金

- ・公立学校施設整備費補助金※(改築事業、補助率1/3)＋一般財源
- ・事業費:32.4 億の一部



屋上プールの水を消火に使用できる消防用採水口



非常時にトイレとして使用できるマンホールトイレ



食料や発電機、毛布などを備えた防災倉庫



一般の電話回線が混雑しても優先的に使用できる特設公衆電話用ジャック

※公立学校施設整備費補助金とは、公共学校施設整備事業に係る補助金のことである。公共学校施設整備事業については、事業の内容(新增築、改築、地震補強、大規模改修等)に応じて補助率等が異なる。

出典:公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集(H23.10 文部科学省資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1312680.htm

◆概要

・長岡市立東中学校では、新潟県中越地震の経験に基づき、中学校の老朽整備とあわせて避難所の機能充実を図るため、半屋外の屋根付き広場、暖房設備、水栓付きの受水槽、外部から利用できるトイレ等の整備を行っている。

◆整備・活用のポイント

- ・地域住民が平時より施設に馴染んでおり、避難所となった時のイメージを共有できるようになった。
- ・屋外避難エリア(グラウンド)と屋内避難エリア(屋内運動場)の結節点に、半屋外の屋根付き広場(ビッグルーフ)を設け、雨や雪を避けながら、物資の搬入等の避難活動がしやすいようになっている。
- ・避難所運営中に教育活動が再開しても、落ち着いた教育環境を確保できるように、避難エリアと教育エリアを平面的に分離している。

◆活用した補助金

- ・公立学校施設整備費補助金(改築事業(原発特措法)、補助率 5.5/10)
- ・事業費:28.5 億円の一部



避難活動に配慮した半屋外の屋根付き広場
(ビッグルーフ)



外部から利用できるトイレ



受水槽の水を取り出せる水栓を設置



畳敷きの武道場に、暖房設備を設置

出典:公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集(H23.10 文部科学省資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1312680.htm

◆概要

・水に関する諸課題を総合的にマネジメントし、健全な水循環系の構築に向けた各計画、施策を推進することを目的として、国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市からなる鶴見川流域水協議会により、「鶴見川流域水マスタープラン」が平成16年8月に策定されている。

◆河川水の有効利用エリアの設定

・5つの流域水マネジメントの一つとして「震災・火災時の安全支援(震災・火災時マネジメント)」を位置づけて、震災時に河川等を水利として有効に活用できるよう、対象エリアでの取水整備の目標を示している。整備については、全国の事例を参考にしながら開閉式フェンス、階段、土嚢、取水ピット等の整備を計画している。



◆整備イメージ



階段に取水用ピットを設置し、消防水利に活用
(横浜市)



開閉式フェンスの設置(町田市)

出典:鶴見川流域水マスタープラン 計画書(H20.4)

http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index049.html

事例40 災害時の河川水利用に配慮した対策

兵庫県神戸市

◆概要

- ・河川水を消防水利として活用するためには、十分な水量が確保され、消防車が水辺に近づいて取水できることが必要となる。
- ・神戸市の住吉川では、消防水利の取水対策として、河床に取水ピットを設置したり、堰板・堰柱を設置し、緊急時に堰上げして取水に必要な水深を確保している。



取水ピットの整備

河床に掘られた穴(矢印)によって、取水が可能となる水深を確保する。使用時には土砂を除去する。



堰柱と堰板

渡り石の間に板を差し込むと水が堰上げられ、取水可能となる。

出典:国総研HP 国総研マニュアルレポート 2003(都市防災への河川の活用手法)

<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoku/2003annual/annual2-06.pdf>

事例41 災害時の農地利用に向けた市民防災農地の指定

神奈川県川崎市

◆概要

- ・川崎市では、平成9年より農地所有者の協力を得て市民防災農地登録制度を実施している。
- ・登録の対象は生産緑地地区内の農地、またはそれ以外の概ね500平方メートル以上の一団の農地となっている。
- ・災害対策本部が設置されるような大震災時に一時避難場所として利用することが可能である。
- ・また、農地所有者の許可を得て、登録された防災農地内に仮設資材置き場や仮設住宅を建設することも可能である。



出典:川崎市 HP

<http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017804.html>

事例42 災害を契機に生まれた防災協力農地

大阪府寝屋川市

◆概要

- ・寝屋川市では、阪神・淡路大震災を契機に大阪府が推進した防災協力農地の構想を、府内で最初に実現させている。
- ・防災協力農地は、災害発生時に近隣住民の避難場所や復旧用資材の置き場、仮設住宅の建設等に使われ、農家はその間の補償金を受け取るという仕組みである。防災協力農地登録制度の開始と同時に、市は協力農家にレンゲやコスモスの種を無償配布し、補助金も支給している。水田の地力を高めるレンゲは順調に拡大し、去年は市内約 11ha のレンゲ畑が一般に開放されて、市民が散策や花摘みを楽しんでいる。



防災協力農地に登録された農地には看板(左)が立てられている。また、レンゲの時期には看板(真中)が立てられ、市民に開放される

住宅街のすぐそばにある防災協力農地。市内 71 か所にまで増えたレンゲ畑では、地元の園児や小学生の花摘みを楽しむ姿が見られる。

出典:農林水産省 いいね!都市農業 2013年5月 特集
http://www.hicolor.jp/j/pr/aff/1305/spe1_05.html

事例43 災害時の利用に配慮した井戸の登録制度

山梨県甲府市

◆概要

- ・甲府市では、災害時の生活用水を確保するため、井戸の登録制度を創設している。

◆井戸の指定要件

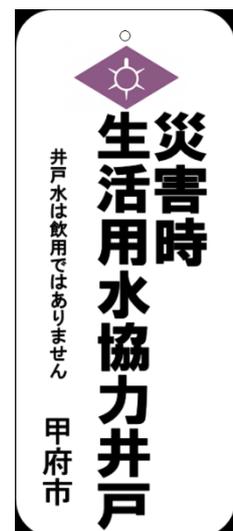
- ・甲府市内の井戸であり、所有者がいること。
- ・災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ・井戸水を汲み上げるためのポンプ(電動式、手動式を問わない)やつるべ等があること。
- ・外部からゴミや土砂等の進入を防ぐ井戸枠等があり、使用上安全であること。
- ・井戸を汚染するようなものが周囲にないこと。
- ・井戸水の色、濁り、臭い等、生活用水としての使用に不適當な水質でないこと。
- ・周辺地区の自主防災組織等への情報提供に同意があること。
- ・本制度の趣旨を理解し、賛同があること。

【調査・標識の設置】

- ・井戸の指定にあたっては、甲府市職員による現地調査を行い、指定の可否を決定している。
- ・井戸の所在地情報は、甲府市ホームページでの公開や地域の自主防災組織へ情報提供している。

出典:山梨県甲府市 災害時生活用水協力井戸

<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/bosaitaisaku/shisetsu/ido.html>



太陽光発電パネルの設置

◆概要

- ・鋸南町の学校施設では、校舎の改築にあわせて、災害時の使用が可能となるよう、校舎の屋上に太陽光発電パネルと蓄電池の整備を行っている。

◆整備・活用のポイント、災害時の活用

- ・廊下に切替盤を設置し、停電時には電源が自動で切り替わると同時に、切替盤の下部からもコンセントで電源を取ることが出来るシステムとしている。
- ・東日本大震災の発生に伴い停電したが、電源が使用できたため避難所の対策拠点として活用できた。また、テレビを見ることができたため、得た情報を避難住民に伝達し、混乱を避けることができた。

◆活用した補助金

【活用した補助金】

- ・公立学校施設整備費補助金(太陽光発電導入事業、補助率 1/2)
- ・事業費:25,935 千円



停電時でも発電できる自立運転機能を持った太陽光発電設備



太陽光発電設備で発電した電力を受電できる蓄電池



パワーコンディショナーと蓄電池盤



電源の自動切替え機能を持ち、下部から電源の取り出しができる電源切替盤

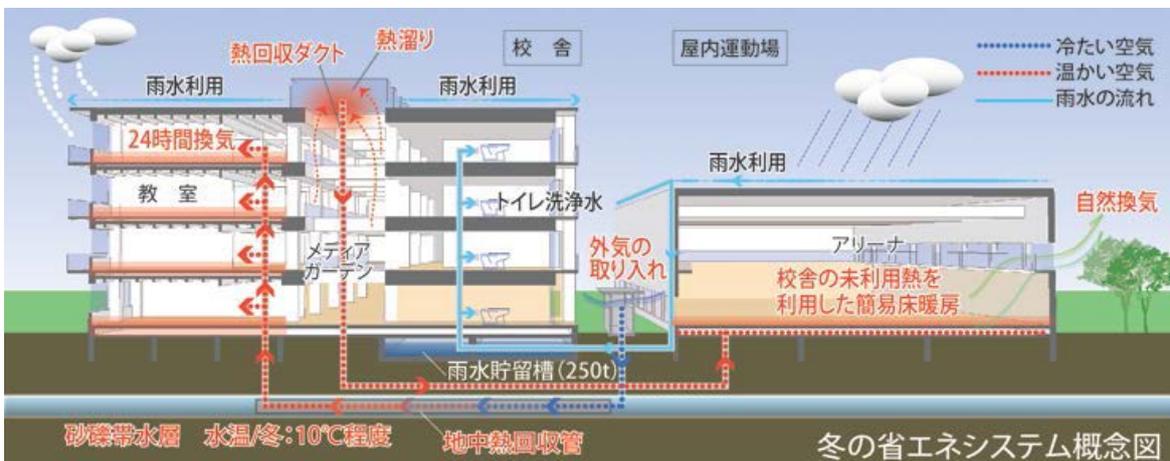
事例45 学校教育施設における地熱を活用した冷暖房施設の整備 岩手県釜石市

◆概要

- 釜石市は、平成13年度から新エネルギービジョンの策定に向けて取組み、具体的プロジェクトの中に学校建設を位置づけ、全市的に地球環境問題に取り組んでいる。
- 釜石中学校では、地中熱を採熱するシステムを採用している。補助的な冷暖房設備であり、冬期は深夜電力を利用した蓄熱式電気暖房機と併用して暖房を行うが、夏期は本システムだけで涼を取っている。

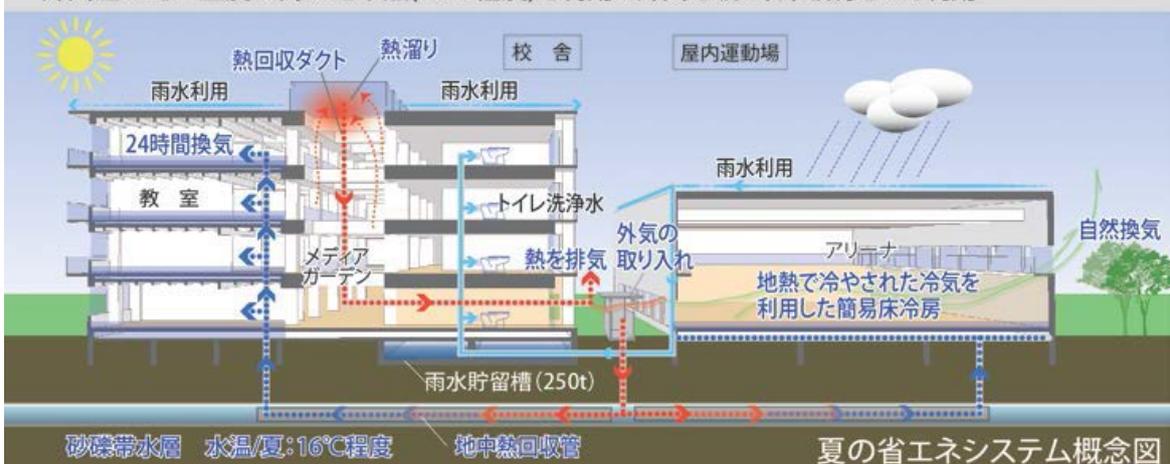
◆災害時における活用

- 東日本大震災が発生した際、震災直後の停電時、地中熱利用システムは機能しなかったが、復電後は、冷暖房設備として補助的な役割を果たし270人収容した屋内運動場の室内環境改善に寄与している。
- 停電時は送風用のファンを回すことができないため、災害時の備えとしては、ファンの稼働に見合った電力を供給する太陽光発電設備、蓄電池等の設置が課題となっている。



【冬のエコシステム】

外気温に比べ温度の高い地中熱(10°C程度)を利用し外気を暖め、床暖房として利用



【夏のエコシステム】

外気温に比べ温度の低い地中熱(16°C程度)を利用し外気を冷やし、床下を通して換気

冬と夏のエコシステム

出典：学校施設における再生可能エネルギー活用事例集 ～熱利用分野～
 国立教育政策研究所文教施設研究センター 平成26年2月

◆概要

・葛巻町は、基幹産業の酪農・林業に加え、再生可能エネルギーを活用した様々な設備の導入を経て、電力自給率が100%を上回る地域として全国的にも有名となり、観光客も伸びている。

◆整備費用について

・葛巻町に導入されている再生可能エネルギー関連設備の総事業費は約60億円であるが、国の補助事業の活用や企業に実証フィールドとして提供すること等により、町の持ち出しは約2億円に留まっている。

・また、国の事業を活用する際に民間と連携することで、助成事業や実証事業に必要な国への申請は、民間に対応してもらい町職員の負担を少なく取組むことができている。

◆東日本大震災後の新たな取組み

・葛巻町は、四方八方が山で囲まれているため、災害等が起きた場合は、孤立してしまう可能性がある。東日本大震災では、電気が2～3日間復旧しなかったことを教訓に、災害時に住民の避難所となる地区のコミュニティセンター等25箇所に、非常用電源として太陽光発電(2～9kW)を導入している。夜間や悪天候にも対応できるよう、ポータブル蓄電池(2.6kWh)を1～2台備えることで、必要最低限の電力を賄えるようにしている。

エネルギー自給の まちづくり

くすまきの自然・環境は未来の子どもたちへの贈りもの

これまで葛巻町では、様々な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、その結果、食糧とエネルギー(電力)の生産が熱量換算で町内の需要を上回るという、全国でも例を見ない「食糧・エネルギー自給の町」となっています。しかし、これまで町が導入してきた施設は、電力会社への売電を目的とした施設や、生産したエネルギーもその施設のみで消費するものがほとんどであることから、町民からは「クリーンエネルギーの恩恵を日常生活においても身近に実感したい」という要望が寄せられています。

このようなことから、今後では、「くすまきの自然・環境は未来の子どもたちの贈りもの」という考えに基づき、先人から引き継いだ、この葛巻町の豊かな自然環境を未来に託すとともに、一次産業の振興や町民の経済負担の軽減等の支援につながる、新たな新エネルギーの政策が必要となっています。」

地域エネルギーの活用

今後のエネルギー政策の考え方

- エネルギーの地産地消による副収入と健康機会**
エネルギー生産するための原料の収集・運搬・加工、また、施設のメンテナンス等に町民が携わることにより、町内での雇用創出につながります。
◎木質バイオマスの活用による雇用の創出
◎新エネルギー設備の工事やメンテナンス
- エネルギーの自立と災害・外乱に強い町づくり**
系統だけに頼らない、自立したエネルギー供給施設を集落単位に設置することにより、「安全・安心なまちづくり」を目指します。
◎系統連系からの自立
◎バックアップ・蓄電池の整備

- 設備転換と将来の費用削減**
エネルギー施設の転換には、未だ高価な施設を導入する必要がありますが、費用回収が終了すれば、安価にエネルギーを得ることができます。
◎小規模分散化による熱電併給
◎個人住宅の設備転換
- 都市と農村の機能分担・連携**
21世紀の課題である「食糧・環境・エネルギー」の生産は、私たち農村がその役割を担っています。これらを都市の人たちにも理解・協力をいただき、連携して取り組むことが重要です。
◎都市：経済
◎農村：食糧・環境・エネルギー

葛巻町新エネルギー施設等一覧

種類	施設名
風力発電	エコ・ワールドくずまき風力発電所
	グリーンパワーくずまき風力発電所
太陽光発電	葛巻中学校太陽光発電
	アットホームくずまき
	くずまき高原牧場
	星野ショートステイ事業所すみれ荘
	コミュニティセンター等(25箇所)
バイオマス	くずまき高原牧場畜ふんバイオマスシステム
	木質バイオマスガス化発電設備
	森の館ウッディペレットボイラー
	アットホームくずまきペレットボイラー
	森のこだま館ペレットボイラー
その他	マイホームくずまきペレットボイラー
	葛巻林業(株)
	くずまき高原牧場ゼロエネルギー住宅
	森と風のがっこう太陽光/小水力独立電源システム
	街なか駐車場太陽光街灯
	小田農村公園太陽光誘導

出典:葛巻町HP クリーンエネルギーへの取組み

<http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/index.php?topic=kankyo>

◆概要

- ・茨城県では、県が管理する公園(22箇所)の防災機能向上のための整備計画が進められている。
- ・各公園の防災機能の向上を図るため、小型発電機による電源供給や駐車場をヘリポートとして活用するための太陽光発電のライト設置等を行っている。



出典：茨城県営都市公園オフィシャルサイト
<https://www.koen.pref.ibaraki.jp/index.html>

◆概要

- ・八代ふるさと公園では、常時、ドクターヘリの離着陸場として活用されている。
- ・八代ふるさと公園拡張整備事業(H26.3 終了)により、岡銚子塚古墳の整備促進や、災害時ヘリポートとしての物資輸送拠点機能の強化とともに、魅力ある公園として整備を図り、駐車場及び大型遊具の設置やトイレを2箇所増設している。
- ・災害時には物資輸送拠点としての活用を予定している。



出典: 笛吹市HP 笛吹市情報
<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shisei/soshiki.php?id=19>

◆概要

- ・新発田市では、平成 17・18 年度と連続して大雨による水害が発生したが、防災行政無線のような市民に一斉に情報伝達する設備が無く、避難情報の伝達に多大な労力と時間を要した。そのため、緊急時の効率的な情報伝達体制の整備が求められていた。
- ・そこで、緊急時の効率的な情報伝達体制の整備を目的として、導入経費が比較的安価で、地域コミュニティラジオ電波を有効活用した緊急告知ラジオの導入を行い、災害時情報伝達体制の強化を図っている。

◆事業の流れ

- ・平成 19・20 年度には、水害危険性の高い地域の全世帯、災害時要援護者名簿に同意した災害時要援護者の一部、市内全自治会長、民生委員、小中学校、幼稚園・保育園、高齢者・障がい者施設等に約 1,300 台のラジオ配備を行っている。
- ・平成 20 年度には、全国で初となる FM ラジオを利用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、市庁舎内の一斉放送設備に連動させる等、より迅速かつ有効な災害時情報伝達システムとして強化を図っている。
- ・平成 21 年度以降は、自治会への増大配備と難聴対策を検討するとともに、合併により海岸を有したことから、津波対策として同システム拡充を予定している。また、災害時要援護者支援対策事業や全国瞬時警報システム整備事業とあわせて進めることによって、各事業の相乗的効果を図っている。

◆導入の工夫事項、課題、対処法等

- ・課題としては、平時より住民に対するの注意喚起、FM難聴地域の解消である。
- ・電波受信感度が家の構造に左右されることを事前に先進地から聞いていたため、ラジオ局に簡易アンテナを製作してもらいセットで配布している。



緊急告知FMラジオ

◆概要

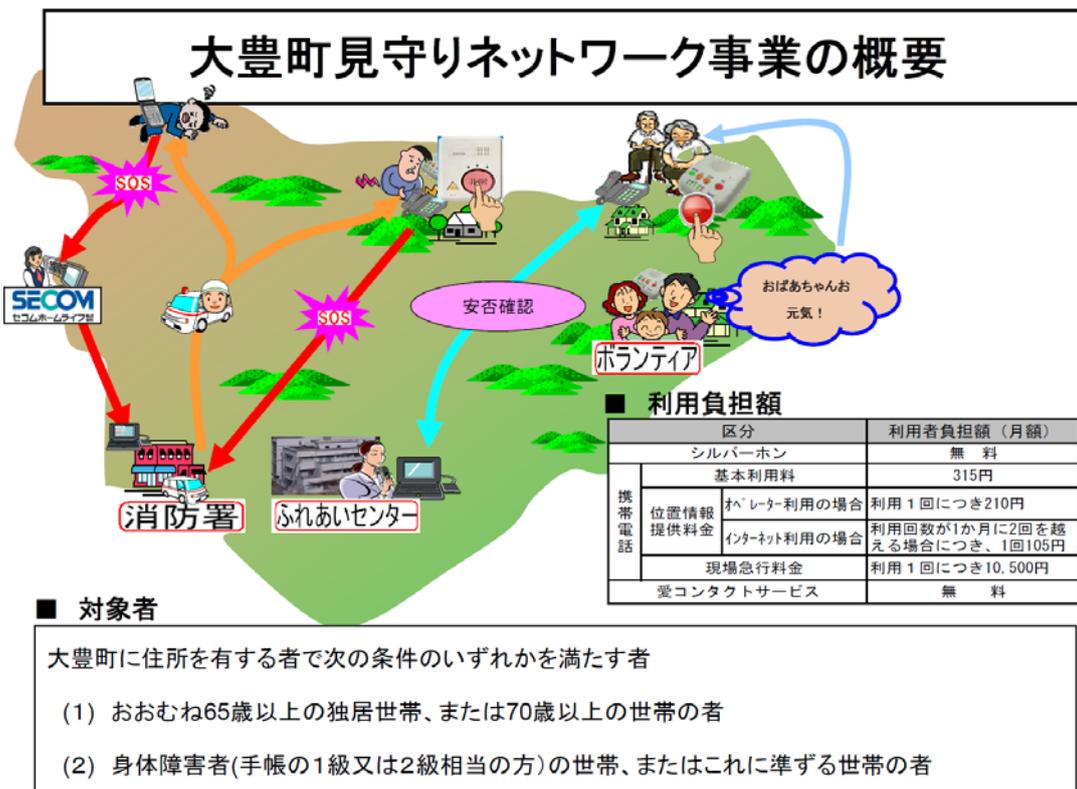
- ・高齢化率が進展する大豊町では、緊急通報体制においてサービスの範囲が固定の通報装置の周辺に限られていたが、近年では高齢者の活動範囲が広がり、外出先での事故が多発していた。
- ・そこで「GPS 機能付き携帯電話機」とこれまでと同様の「固定式の緊急通報装置」のどちらかを選択できることとし、外出時の緊急時にも対応できるサービスを実施している。

◆サービスの内容

- ・携帯電話の貸与については、KDDI と(株)セコムに携帯電話利用料及びココセコム EZ サービスを月額 1,558 円／月で委託し、利用者からは機器保証料の 315 円／月を徴収している。
- ・携帯電話から緊急通報が送られた場合に、(株)セコムが利用者と発信位置を確認するとともに利用者から状況を聞き取り、状況に応じて消防署または家族に連絡を行う。また、利用者が携帯電話に出ない場合は、セコムの要請員が現場に急行し、状況に応じた適切な対応を行う。
- ・固定式緊急通報装置の貸与については、NTT の「シルバーホンあんしん SIII」を無料で貸与している。利用者が緊急ボタンを押すとあらかじめ登録した 2 箇所の親族と消防署に順次連絡していく。

◆導入の工夫事項、課題、対処法等

- ・(株)セコムが一般の高齢者を対象として提供するサービスを利用するため、システム開発や保守管理費が不要となるため、財政的負担が軽減できる。
- ・山間地のため電波が届かず携帯電話が利用できない地域があることから、こうした地域への対応が課題となっている。



出典:総務省ホームページ内「市町村の活性化新規施策 100 事例」紹介ページ
http://www.soumu.go.jp/main_content/000039142.pdf